

2025年度予算 第1次省庁要請行動

文部科学省要請行動

第1次要請行動 2024年6月25日

自治労参加者：吉岡正輝 学校給食部会幹事、甲斐健悟 学校用務員部会幹事、吉村秀則 事務局長

文部科学省参加者：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課、総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課、初等中等教育局 健康教育・食育課

【学校給食職場関係】◎が回答項目

1. 調理員やその家族がノロウイルスに感染した際は、「学校給食衛生管理基準」の学校給食従事者の健康管理に「調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じる」と示されているものの、年次有給休暇で対応している自治体もあることから、実態に応じた基準の改正を行うとともに、感染症に対し衛生管理基準に沿った施設・設備の維持にむけ、必要な予算措置を確保すること。◎

①<文科省>第1次要請 【学校給食職場関係】項目1回答の概要

文科省では学校給食の調理過程における衛生管理等をはかる上で望ましい基準として、「学校給食衛生管理基準」を定めている。その中において、ノロウイルスを保有していないことが確認できるまでは、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じるよう求めているが、その具体的な方法については、雇用者である自治体において当該職務分掌などを踏まえて適切にご判断いただきたい。

施設関係の予算措置については、学校施設の新増築や改修において、現行で2分の1から3分の1の補助を行っているため、引き続き予算措置を確保していく。

②<自治労>第1次要請 【学校給食職場関係】項目1追加要請1

ノロウイルス感染の疑いがある職員について、調理業務には従事しなければ出勤可能と解釈されるが、ノロウイルス自体は空気感染の可能性もあり、マスクをしているとはいえ調理師が業務にあたっている職場に出勤すること自体にリスクがある。調理に従事しないとしても、導線図や工程表を終日作成し続けるということは現実的ではなく、有給か職免かは次の段階の話としても、国として、まずは出勤不可という考え方を示していただきたい。現状の考え方のままであることにより、最終的なリスクのしわ寄せは学校に通う子どもたちに行くことになる。

③<文科省>第1次要請 【学校給食職場関係】項目1追加要請1に対する回答

ご指摘の通り、自治体によっては調理員が調理に従事しない場合、その代替業務が無いケースも理解する。しかし、それも自治体や調理場によって状況が異なるため、文科省として統一的に休暇を取得するよう助言を行うことはできず、法令上も、ノロウイルス関係において出勤停止となる定めは無いため、自治体ごとに適切な判断を行うこと、として留めざるを得ない。

2. 給食調理場の温湿度管理や衛生管理は、食中毒を発生させない、また調理員の安全衛生の点からも重要であるが、自治体によっては適切な環境ではないことから、空調設備の設置状況および温湿度管理の実態を調査し、空調設備の未設置自治体に環境改善交付金の対象であることの周知徹底をするとともに、さらなる拡充を行うこと。◎

①<文科省>第1次要請 【学校給食職場関係】項目2回答の概要

空調設備の設置に関しては2020年の予算措置より、給食設備の中での空調設置に対する補助を行っている。また多くの自治体では空調設置が進んでいない現状もあり、高温多湿の環境下での業務従事から、健康リスクもある現状であると認識している。また、給食そのものの安全面

ということからも設備の充実は必要なことである。最終判断は学校設置者の予算優先順位によるものであるが、文科省としては引き続き給食関係設備が充実するよう、支援を進めていく。

②<自治労>第1次要請 【学校給食職場関係】項目2追加要請1

予算補助が3分の1に留まっているため、空調設置に要する残り3分の2の予算措置が行えずに、整備ができていない自治体が多いのが実態である。そのため、補助の総額、あるいは設置義務を促す、といった方向性について検討いただきたい。湿度90%ほどの職場環境で業務にあたっている調理員の健康リスクは極めて高く、また、衛生管理面においても給食提供を受ける子どもたちへのしわ寄せが起きている。加えて、設置がされていない場合は当該の3分の1補助が何に使用されているのかも不透明であるため、周知徹底についても強く要請する。

③<文科省>第1次要請 【学校給食職場関係】項目2追加要請1に対する回答

昨今では学校普通教室や体育館などへの空調設置についても、当該の補助金で賄われている。災害が多発する近年では、避難所の役割を果たす体育館から優先する自治体もあると承知している。そういった中で、給食調理場の設備充実も必要なことであると理解はしており、国全体の予算状況は厳しいものの、物価高騰も踏まえて、全体的な予算確保にむけ、いただいた意見を踏まえて引き続き取り組んでいく。

3. 給食調理施設の目的外使用については、「学校給食の提供に支障のない範囲で使用が可能であり、財産処分の手続きの対象には該当しない」という旨が各自治体まで周知されていないことから、大規模災害時などでは、迅速な対応が図られる必要があるため、引き続きすべての自治体に周知徹底すること。

あわせて、災害時等に給食調理施設を適切に活用できる災害時対応マニュアルが、各自治体において未整備であることから、国が「給食調理施設における災害時対応マニュアルのガイドライン」を作成し、各自治体の現状に沿ったマニュアル整備を行うよう自治体に助言すること。

4. 外国人児童をはじめ、食物アレルギーや医療ケア児など、すべての児童に平等な給食提供を行うため、さまざまな対応に対して想定される事例調査を実施し、教職員および調理員に対し研修等を行うとともに、アレルギー対策や食事制限、宗教食等に対応できる給食施設の整備、ならびに必要な人員確保ための環境改善交付金を拡充すること。

5. 学校給食を通じて子どもたちに正しい味覚を教え、食べることの楽しさや必要性を伝え、身につけさせることは、食育を推進するうえで重要であることから、「つながる食育推進事業」による学校給食事業への予算を確保するとともに、専門調理師の資格を有する学校給食調理員および食育推進員が積極的に関わられるよう各自治体に促すこと。

6. 学校給食現場における地産地消やオーガニック食材の使用、および食品ロスの取り組みについてはSDGsに直結する重要な課題であることから、全国の自治体が積極的に参画できるよう文部科学省が事業展開し、関係省庁と連携して交付金による支援についても検討すること。

7. 物価高騰の影響は食材費のみならず、衛生管理保持に必要な消耗品にも及ぼしていることから、保護者負担の軽減と安定的な給食の提供にむけ、必要な予算を確保すること。◎

①<文科省>第1次要請 【学校給食職場関係】項目7回答の概要

学校給食費については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）の活用を都道府県教育委員会に促してきたところ、多くの自治体で活用いただいております。保護者負担の軽減がはかられていると認識している。総務省においては2024年度地方財政対策として、ごみ収集や学校給食などの自治体サービスや施設管理などの委託費増額を踏まえ、一般行政経費に300億円を計上している。引き続き政府全体の状況を見つつ、学校給食に関する対応について

も検討していきたい。

②<自治労>第1次要請 【学校給食職場関係】項目7追加要請1

職員のみを対象に学校給食費を値上げし対処を行うケースもあるが、それでも物価高騰には追い付いておらず、例えば卵などの高価な食材を使用できずに安価な食材、栄養バランスが十分でない食材で代替せざるを得ない現状である。子どもの成長に大きな関係性のある給食において、そういった対応は相応しくないと考えており、実態に見合った対応を求める。

③<文科省>第1次要請 【学校給食職場関係】項目7追加要請1に対する回答

当該の重点支援地方交付金では、学校給食費等の支援については、推奨事業メニューであり重点的に活用いただくよう示してきたところである。改めて、政府方針との兼ね合いを見ながら、いただいた意見を踏まえて取り組んでいく。

8. 調理員不足による業務過多により、ヒューマンエラーを原因とする食中毒や異物混入事案の恐れが高まるとともに、定年引き上げに伴い高年齢層の調理員の割合が増加するため、適切な衛生管理のもと、安全で安心した学校給食の提供にむけ、配置基準を見直すとともに、現場実態に応じた人員配置（調理員）を自治体に求めること。

あわせて高年齢層の調理員の働き方（業務内容）について各自治体の事例を共有し、検討を行うよう自治体に促すこと。

9. 学校給食の民間委託化を推し進めてきた結果、委託業者の破産申請などにより、多くの子どもの大きな影響を及ぼしたことから、安定的に安全で美味しい給食の提供にむけ、民間委託導入後のサービスの水準や財政などの現状と課題を十分に検証・検討を行うとともに、必要に応じて再公営化を促すこと。

【学校用務員職場関係】◎が回答項目

1. 学校用務員が環境整備を行う際に労働安全衛生法で定められた特別教育の実施が必要であるが、受講せずに業務を行っている自治体があることから、各学校や学校設置者に対し、用務員を含めた教職員の安全衛生管理を周知徹底し、関係省庁に対し安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。あわせて、特別教育の受講に係る費用について予算措置を行うこと。

2. 災害発生時には学校施設が避難所に指定されていることが多く、施設の破損状況の確認や開設にむけた応急修理が必要であるとともに、避難者に必要な物品準備など学校施設を熟知している学校用務員の役割が重要であることから、用務員を自治体及び学校の防災組織体制の一員に位置づけるとともに、防災士の資格取得や防災・救命講習等に必要な予算措置を行うこと。◎

①<文科省>第1次要請 【学校用務員職場関係】項目2回答の概要

災害発生時には職員が自己の役割を把握し、平常時にはない業務対応にあたっていくことが重要である。その役割分担に関しては学校保健安全法で、各学校において地域実情に応じた職員の対処要領として危機管理マニュアルを作成することと定めている。地域実情とは、当該地域の災害リスクや学校規模、職員構成が勘案されるが、学校用務員を防災組織体制に位置付けるかどうかについては、校長判断において「必要である」とされれば可能である。つまり、学校用務員を一員に位置付けるかどうかは、各学校の実情に応じて定めることが基本となるため、国として、位置付けるべきかどうかの見解を示すことは相応しくないと考えており、各学校で必要があれば加えていただきたい、と考えている。

また、これに関連した資格取得などに要する予算措置についても、自治体や所属長の判断で行われるべきと考えている。例示いただいた防災士に関して言及すると、自治体全体で防災士を増やし防災体制を整えていく、として補助措置を行っている自治体もあるので、そういった形での対応をお願いしたい。

②<自治労>第1次要請 【学校用務員職場関係】項目2追加要請1

近年、自然災害が頻発している中で、学校は必ずと言っていいほど住民の避難所として役割を果たしているが、避難所を開設する際、施設を熟知していないために、避難所としての最適な環境が整えられないままの運用も見受けられている。学校用務員は、日常業務から学校という設備を最も把握しており、災害時こそ、そういった知識が活かされる場面が多々起こり得る。住民、子どもたちの安全安心のためにも、防災組織体制における学校用務員の必要性について助言を行っていただきたい。

③<文科省>第1次要請 【学校用務員職場関係】項目2追加要請1に対する回答

学校における用務員の重要性、必要性は十分に理解しており、充実した防災体制を構築するという観点から、学校用務員が組み込まれるべきという点は理解している。しかし、法的に体制構築に関する権限が校長にあるため、文科省が作成している「学校の危機管理マニュアル作成の手引」のようなガイドライン上では、危機管理マニュアルにおいて、どのようなことがポイントとなるかという点で留めるまでが限界である。学校ごとに人数から体制から異なる点が多岐に渡るため、具体的に示すことが難しい。今後、どのような形でメッセージとして発信できるか、いただいた意見を踏まえて検討していきたい。

3. 農薬取締法第1条の「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ること」を踏まえ、農薬の取り扱いについては、適切に保管できるよう、新・増改築に関わらず、作業室、保管庫等の設置に対し、交付金の活用ができるよう要件緩和の予算措置を行うこと。

4. 近年の記録的高温が続く中、屋内外の業務を問わず熱中症対策は健康と命に係わることから、用務員の熱中症アラートに対する対策を明確にしたうえで、取り組み事例の共有などを周知するとともに、熱中症対策をはじめ現場実態に応じた予算措置を行うこと。◎

①<文科省>第1次要請 【学校用務員職場関係】項目4回答の概要

学校用務員は屋外業務も含め学校設備全般の環境整備に対応いただいております。業務を行う場所に応じた熱中症対策は重要である。熱中症対策については厚生労働省より、労働者全体の熱中症対策としての取り組み事例、対策が紹介されている。例えば、熱中症アラートを前日夜や当日朝に確認していただき、健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合には、水分補給やこまめな休憩をとり、熱中症予防を意識的に行うことが重要であると示されている。文科省においても、職務に専念できる適切な労働環境確保のため、労働安全衛生の管理体制整備が重要であると考えており、例えば、教職員の健康障害防止対策について衛生委員会の調査審議事項に挙げるよう周知するなど、適切に努めるよう各自治体に依頼している。引き続き文科省としても、法に則り労働安全衛生管理体制を整えるよう周知していくとともに、厚生労働省の取り組みに従って適切な熱中症対策が取れるよう支援していきたい。

②<自治労>第1次要請 【学校用務員職場関係】項目4追加要請1

学校用務員は屋内外問わず常に熱中症に注意を払いながら業務にあたっているが、いくら熱中症アラートが危険な状態を示していても、例えば草刈りを行わない場合に害虫が多く発生しさまざまなリスクを高めるケースなど、子どもたち、地域住民のためにも必ず行わなければならない業務もある。そういった業務に従事する職員の労働安全衛生の観点からも、現場実態に応じた装

備などの充実に活用できる予算措置をお願いしたい。

③<文科省>第1次要請 【学校用務員職場関係】項目4追加要請1に対する回答

年々気温が高くなる中でも学校用務員は日中に屋外で業務に従事しなければならない状況は理解しているが、文科省としては、例えばアイスベストなどの装備充実に関わる予算確保を行うことは難しく、水分補給や休憩時間の確保といった対応をお願いすることとなる。厚生労働省もはじめ、熱中症対策は毎年検討されてきているので、文部科学省としても意見を受け止め、取り組める内容を模索していく。

5. 学校施設の維持管理にあたり、遊具で使用した廃タイヤや汚泥、コンクリートガラなどさまざまな廃棄物が排出され、自治体によっては学校内で放置されていることから、これらの廃棄物が適正に処分できる予算措置を行うこと。

2024年 6月 25日

文部科学大臣
盛山 正仁 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、地方分権にむけた地方教育行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。現在、貧困の世代間連鎖が問題となっているなか、公教育、特に教育機会の平等に関することが課題となっています。また、少子化による学校の統廃合は通学に支障をきたす恐れもあり、地域間格差による教育機会の平等が脅かされる事態となっています。

さらに、公共施設の老朽化等が課題となる中、教育関連施設の占める割合は決して少なくありません。特に学校施設は防災拠点としても重要な役割を果たしており機能強化が急務となっています。

地域実態にあった教育を推進する観点から、教育機会の平等を拡充することや施設整備等の諸施策の実現が求められています。あわせて、教育行政に関する諸施策を担い日々職務に精励している現場職員の勤務労働条件の維持・向上も重要です。

教育行政に関する課題は多岐にわたることから、子ども達が安全で楽しく学べる環境を実現するための予算措置にむけ、以下のとおり所要の対応を要請いたします。

記

【学校給食職場】◎が回答項目

1. 調理員やその家族がノロウイルスに感染した際は、「学校給食衛生管理基準」の学校給食従事者の健康管理に「調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じる」と示されているものの、年次有給休暇で対応している自治体もあることから、実態に応じた基準の改正を行うとともに、感染症に対し衛生管理基準に沿った施設・設備の維持にむけ、必要な予算措置を確保すること。◎

2. 給食調理場の温湿度管理や衛生管理は、食中毒を発生させない、また調理員の安全衛生の点からも重要であるが、自治体によっては適切な環境ではないことから、空調設備の設置状況および温湿度管理の実態を調査し、空調設備の未設置自治体に環境改善交付金の対象であることの周知徹底をするとともに、さらなる拡充を行うこと。◎

3. 給食調理施設の目的外使用については、「学校給食の提供に支障のない範囲で使用が可能であり、財産処分の手続きの対象には該当しない」という旨が各自治体まで周知されていないことから、大規模災害時などでは、迅速な対応が図られる必要があるため、引き続きすべての自治体に周知徹底すること。

あわせて、災害時等に給食調理施設を適切に活用できる災害時対応マニュアルが、各自治体において未整備であることから、国が「給食調理施設における災害時対応マニュアルのガイドライン」を作成し、各自治体の現状に沿ったマニュアル整備を行うよう自治体に助言すること。

4. 外国人児童をはじめ、食物アレルギーや医療ケア児など、すべての児童に平等な給食提供を行うため、さまざまな対応に対して想定される事例調査を実施し、教職員および調理員に対し研修等を行うとともに、アレルギー対策や食事制限、宗教食等に対応できる給食施設の整備、ならびに必要な人員確保のための環境改善交付金を拡充すること。

5. 学校給食を通じて子どもたちに正しい味覚を教え、食べることの楽しさや必要性を伝え、身につけさせることは、食育を推進するうえで重要であることから、「つながる食育推進事業」による学校給食事業への予算を確保するとともに、専門調理師の資格を有する学校給食調理員および食育推進員が積極的に関われるよう各自治体に促すこと。

6. 学校給食現場における地産地消やオーガニック食材の使用、および食品ロスの取り組みについてはSDGsに直結する重要な課題であることから、全国の自治体が積極的に参画できるよう文部科学省が事業展開し、関係省庁と連携して交付金による支援についても検討すること。

7. 物価高騰の影響は食材費のみならず、衛生管理保持に必要な消耗品にも及ぼしていることから、保護者負担の軽減と安定的な給食の提供にむけ、必要な予算を確保すること。◎

8. 調理員不足による業務過多により、ヒューマンエラーを原因とする食中毒や異物混入事案の恐れが高まるとともに、定年引き上げに伴い高年齢層の調理員の割合が増加するため、適切な衛生管理のもと、安全で安心した学校給食の提供にむけ、配置基準を見直すとともに、現場実態に応じた人員配置（調理員）を自治体に求めること。

あわせて高年齢層の調理員の働き方（業務内容）について各自治体の事例を共有し、検討を行うよう自治体に促すこと。

9. 学校給食の民間委託化を推し進めてきた結果、委託業者の破産申請などにより、多くの子どもに大きな影響を及ぼしたことから、安定的に安全で美味しい給食の提供にむけ、民間委託導入後のサービスの水準や財政などの現状と課題を十分に検証・検討を行うとともに、必要に応じて再公営化を促すこと。

【学校用務員職場】◎が回答項目

1. 学校用務員が環境整備を行う際に労働安全衛生法で定められた特別教育の実施が必要であるが、受講せずに業務を行っている自治体があることから、各学校や学校設置者に対し、用務員を含めた教職員の安全衛生管理を周知徹底し、関係省庁に対し安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。あわせて、特別教育の受講に係る費用について予算措置を行うこと。

2. 災害発生時には学校施設が避難所に指定されていることが多く、施設の破損状況の確認や開設にむけた応急修理が必要であるとともに、避難者に必要な物品準備など学校施設を熟知している学校用務員の役割が重要であることから、用務員を自治体及び学校の防災組織体制の一員に位置づけるとともに、防災士の資格取得や防災・救命講習等に必要な予算措置を行うこと。◎

3. 農薬取締法第1条の「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ること」を踏まえ、農薬の取り扱いについては、適切に保管できるよう、新・増改築に関わらず、作業室、保管庫等の設置に対し、交付金の活用ができるよう要件緩和の予算措置を行うこと。

4. 近年の記録的高温が続く中、屋内外の業務を問わず熱中症対策は健康と命に係わることから、用務員の熱中症アラートに対する対策を明確にしたうえで、取り組み事例の共有などを周知するとともに、熱中症対策をはじめ現場実態に応じた予算措置を行うこと。◎

5. 学校施設の維持管理にあたり、遊具で使用した廃タイヤや汚泥、コンクリートガラなどさまざまな廃棄物が排出され、自治体によっては学校内で放置されていることから、これらの廃棄物が適正に処分できる予算措置を行うこと。

以上